

宮崎市の給与・定員管理等について

1 総括

(1) 人件費の状況（普通会計決算）

区分	住民基本台帳人口 (23年度末)	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 B/A	(参考) 22年度の人件費率
23年度	人 402,855	千円 150,818,111	千円 2,381,041	千円 21,770,265	% 14.4	% 14.7

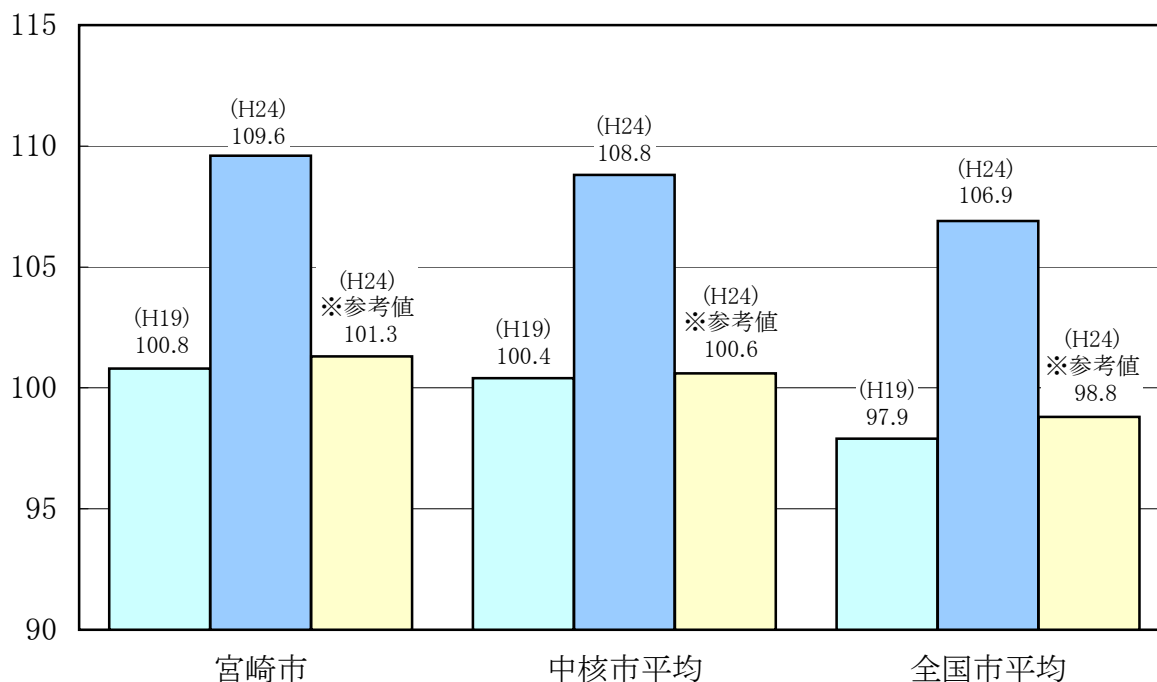
(2) 職員給与費の状況（普通会計決算）

区分	職員数 A	給与費				一人当たり	(参考) 中核市平均 一人当たり給与費
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	給与費 B/A	
23年度	人 2,215	千円 8,850,617	千円 1,712,415	千円 3,132,372	千円 13,695,404	千円 6,183	千円 6,479

- (注) 1 職員手当には退職手当を含まない。
2 職員数は、平成23年4月1日現在の人数である。

(3) 特記事項

(4) ラスパイレス指数の状況（各年4月1日現在）



- (注) 1 ラスパイレス指数とは、国家公務員の給与水準を100とした場合の地方公務員の給与水準を示す指数である。
2 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものである。
3 「参考値」は、国家公務員の時限的な（2年間）給与改定特例法による措置がないとした場合の値である。

2 一般行政職給料表の状況（平成24年4月1日現在）

（単位：円）

	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級
1号給の給料月額	135,600	185,800	222,900	261,900	289,200	320,600	366,200	413,000
最高号給の給料月額	243,700	307,800	354,700	398,300	413,600	433,000	456,200	478,200

3 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況（平成24年4月1日現在）

① 一般行政職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国ベース)
宮崎市	42.3 歳	331,024 円	393,951 円	355,454 円
宮崎県	43.7 歳	334,130 円	403,974 円	361,266 円
国	42.8 歳	304,944(329,917) 円	—	372,906(401,789) 円
中核市	42.2 歳	330,142 円	418,488 円	376,600 円

② 技能労務職

区分	公務員					民間			参考 A/B
	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額 (A)	平均給与月額 (国ベース)	対応する民間 の類似職種	平均年齢	平均給与月額 (B)	
宮崎市	52.6 歳	218 人	387,545 円	418,116 円	400,924 円	—	—	—	—
うち 給食調理員	50.9 歳	82 人	375,413 円	391,156 円	385,439 円	調理士	44.3 歳	199,100 円	1.96
うち 塵芥処理員	54.8 歳	53 人	402,789 円	452,785 円	419,538 円	廃棄物処理業 従業員	44.7 歳	288,200 円	1.57
うち 学校用務員	54.7 歳	47 人	402,223 円	436,346 円	417,025 円	用務員	53.5 歳	206,600 円	2.11
宮崎県	61.7 歳	22 人	318,935 円	353,534 円	333,433 円	—	—	—	—
国	49.7 歳	3,479 人	270,465 (285,030) 円	—	307,506 (323,181) 円	—	—	—	—
中核市	47.1 歳	331 人	331,782 円	394,636 円	363,717 円	—	—	—	—

区分	参 考		
	年収ベース（試算値）の比較		
	公務員 (C)	民間 (D)	C/D
宮崎市	—	—	—
うち 給食調理員	6,311,772 円	2,766,700 円	2.28
うち 塵芥処理員	7,188,320 円	3,989,200 円	1.80
うち 学校用務員	6,985,052 円	2,861,400 円	2.44

※ 民間データは、賃金構造基本統計調査において公表されているデータを使用している。（平成21年～23年の3ヵ年平均）

※ 技能労務職の職種と民間の職種等の比較にあたり、年齢、業務内容、雇用形態等の点において完全に一致しているものではない。

※ 年収ベースの「公務員（C）」及び「民間（D）」のデータは、それぞれ平均給与月額を1.2倍したものに、公務員においては前年度に支給された期末・勤勉手当、民間においては前年に支給された年間賞与の額を加えた試算値である。

③ 教育職（幼稚園）

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
宮崎市	47.3 歳	364,659 円	369,425 円
宮崎県	45.5 歳	388,878 円	433,247 円
国	43.8 歳	370,304 円	423,923 円
中核市	41.7 歳	330,149 円	377,556 円

④ 税務職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国ベース)
宮崎市	39.8 歳	312,758 円	384,259 円	330,871 円
宮崎県	—	—	—	—
国	43.2 歳	345,622(373,766) 円	—	411,574(443,968) 円
中核市	38.8 歳	300,278 円	392,122 円	334,092 円

⑤ 医師・歯科医師職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国ベース)
宮崎市	49.8 歳	534,280 円	1,195,260 円	950,640 円
宮崎県	—	—	—	—
国	50.2 歳	455,222(492,913) 円	—	775,210(820,695) 円
中核市	43.8 歳	472,817 円	1,084,756 円	688,740 円

⑥ 看護・保健職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国ベース)
宮崎市	41.9 歳	325,864 円	376,251 円	338,251 円
宮崎県	—	—	—	—
国	45.7 歳	298,203(313,617) 円	—	326,642(342,896) 円
中核市	37.9 歳	297,241 円	373,437 円	326,711 円

⑦ 福祉職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国ベース)
宮崎市	46.1 歳	352,151 円	425,216 円	361,425 円
宮崎県	—	—	—	—
国	41.0 歳	305,230(326,961) 円	—	347,846(371,712) 円
中核市	40.8 歳	308,960 円	360,230 円	337,015 円

⑧ 消防職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国ベース)
宮崎市	39.0 歳	299,282 円	384,013 円	324,550 円
宮崎県	—	—	—	—
国	—	—	—	—
中核市	39.8 歳	314,767 円	410,714 円	361,131 円

- (注) 1 「平均給料月額」とは、平成24年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均である。
- 2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。また、「平均給与月額(国ベース)」は、国家公務員の平均給与月額には時間外勤務手当、特殊勤務手当等の手当が含まれていないことから、比較のため国家公務員と同じベースで再計算したものである。
- 3 国欄における「平均給料月額」及び「平均給与月額(国ベース)」の括弧書きは、給与改定特例法による措置がないとした場合の値(減額前)である。

(2) 職員の初任給の状況（平成24年4月1日現在）

区 分		宮 崎 市	宮 崎 県	国
一般行政職	大 学 卒	172,200 円	172,200 円	163,987(172,200) 円
	高 校 卒	140,100 円	140,100 円	133,418(140,100) 円
技能労務職	高 校 卒	140,100 円	140,300 円	—
	中 学 卒	—	118,300 円	—
教 育 職	大 学 卒	172,200 円	192,800 円	—
	高 校 卒	140,100 円	148,800 円	—
税 務 職	大 学 卒	172,200 円	—	—
	高 校 卒	140,100 円	—	—
薬剤師	大 学 卒	178,800 円	—	—
医療技術職	高 校 卒	—	—	—
看護・保健職	大 学 卒	172,200 円	—	—
	高 校 卒	—	—	—
消 防 職	大 学 卒	172,200 円	—	—
	高 校 卒	140,100 円	—	—

(注) 国欄における括弧書きは、給与改定特例法による措置がないとした場合の値（減額前）である。

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額状況（平成24年4月1日現在）

区 分		経験年数10年	経験年数15年	経験年数20年
一般行政職	大 学 卒	266,195 円	323,492 円	370,414 円
	高 校 卒	221,988 円	276,463 円	331,160 円
技能労務職	高 校 卒	227,700 円	258,350 円	317,300 円
	中 学 卒	—	—	—
教 育 職	大 学 卒	—	—	—
	高 校 卒	—	—	—
税 務 職	大 学 卒	262,566 円	321,483 円	368,100 円
	高 校 卒	214,600 円	275,300 円	344,400 円
薬剤師	大 学 卒	—	—	—
医療技術職	高 校 卒	—	—	—
看護・保健職	大 学 卒	257,140 円	326,400 円	—
	高 校 卒	—	—	—
消 防 職	大 学 卒	264,375 円	325,866 円	357,233 円
	高 校 卒	—	267,700 円	331,450 円

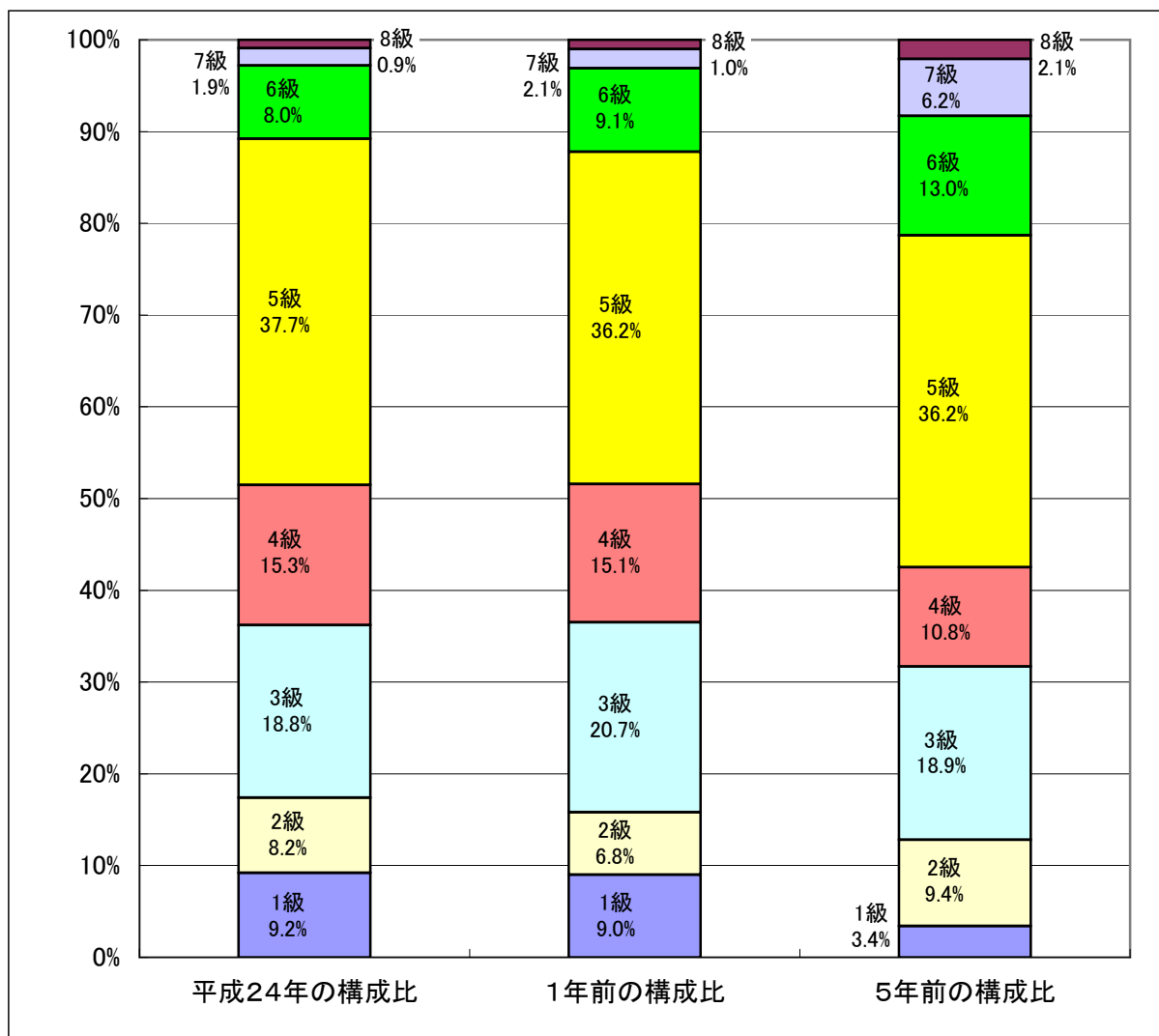
4 一般行政職の級別職員数等の状況

(1) 一般行政職の級別職員数の状況（平成24年4月1日現在）

区分	標準的な職務内容	職員数	構成比
1 級	主事又は技師の職務	134人	9.2%
2 級	主任主事又は主任技師の職務	119人	8.2%
3 級	高度の知識又は経験を必要とする業務を行う主任主事又は主任技師の職務	273人	18.8%
4 級	係長又はこれに相当する職務	222人	15.3%
5 級	1 課長補佐又はこれに相当する職務 2 困難な業務を行う係長又はこれに相当する職務	548人	37.7%
6 級	課長又はこれに相当する職務	117人	8.0%
7 級	部の次長又はこれに相当する職務	28人	1.9%
8 級	部長又はこれに相当する職務	13人	0.9%

(注) 1 宮崎市の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。

2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。



(2) 昇給への勤務成績の反映状況

・病休等の理由により、昇給判定期間の勤務すべき日の6分の1以上の日数を勤務しなかった者などについて、昇給の号数を調整している。

5 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

宮 崎 市	宮 崎 県	国
1人当たり平均支給額 (23年度) 1,406 千円	1人当たり平均支給額 (23年度) 1,412 千円	—
(23年度支給割合) 期末手当 2.60 月分 勤勉手当 1.35 月分 (1.45) 月分 (0.65) 月分	(23年度支給割合) 期末手当 2.60 月分 勤勉手当 1.35 月分 (1.45) 月分 (0.65) 月分	(23年度支給割合) 期末手当 2.60 月分 勤勉手当 1.35 月分 (1.45) 月分 (0.65) 月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20% ・管理職加算 10～25%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20% ・管理職加算 10～25%

(注) () 内は、再任用職員に係る支給割合である。

【参考】勤勉手当への勤務実績の反映状況（一般行政職）

(平成23年度)
○ 次に掲げる区分により、成績率を決定している。
・標準…0.65月
・懲戒処分を受けた者…0.335～0.52月

(2) 退職手当（平成24年4月1日現在）

宮 崎 市	国
(支給率) 自己都合 勤続20年 23.50 月分 勤続25年 33.50 月分 勤続35年 47.50 月分 最高限度額 59.28 月分 その他の加算措置 定年前早期退職特例措置 (2～40%加算)	(支給率) 自己都合 勤続20年 23.50 月分 勤続25年 33.50 月分 勤続35年 47.50 月分 最高限度額 59.28 月分 その他の加算措置 定年前早期退職特例措置 (2～20%加算)
1人当たり平均支給額 5,543 千円	26,865 千円

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、23年度に退職した職員に支給された平均額である。

(3) 地域手当（平成24年4月1日現在）

支給実績 (23年度決算)		13,031 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額 (23年度決算)		868,714 円	
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	国の制度 (支給率)
東京都特別区	18 %	5 人	18 %
神奈川県横浜市	12 %	1 人	12 %
福岡県福岡市	10 %	1 人	10 %
医師	15 %	5 人	15 %

(4) 特殊勤務手当（平成24年4月1日現在）

支給実績（23年度決算）	68,059	千円	
支給職員1人当たり平均支給年額（23年度決算）	108,374	円	
職員全体に占める手当支給職員の割合（23年度）	25.0	%	
手当の種類（手当数）	20		
手当の名称	主な支給対象職員及び支給対象業務	左記職員に対する支給単価	
滞納処分事務従事手当	職員が市税及び税外収入に係る差押財産の引上げに従事したとき	1世帯600円	
行旅病人、行旅死亡人等の取扱従事手当	職員が行旅病人又は行旅死亡人その他の死亡人の取扱業務に従事したとき ① 行旅病人の取扱業務に従事したとき ② 行旅死亡人の取扱業務に従事したとき ③ その他の死亡人の取扱業務に従事したとき	① 1件1,000円 ② 1件3,000円 ③ 1件3,000円	
感染症防疫作業従事手当	職員が、感染症が発生し、又は発生するおそれのある場合において、感染症の患者若しくはその疑いのある患者の救護その他患者に接する業務に従事したとき、又は感染症の病原体の付着した物若しくは付着のおそれのある物の処理作業に従事したとき	日額230円	
結核予防業務従事手当	職員が特に結核感染のおそれのある業務に従事したとき	日額230円	
廃棄物処理業務従事手当	職員が廃棄物の中間処理又は最終処分に係る業務に従事した場合で、犬、猫等の死体を収集したとき	1体500円	
消防業務従事手当	消防職員手当 消防職員が消防局又は消防署に勤務したとき ① 交替制勤務の消防吏員 ② 日勤の消防吏員	① 日額200円 ② 日額150円	
	救急業務手当	消防吏員が救急業務に従事したとき	1回300円
	水火災等出動手当	消防職員が水害、火災等の発生により出動したとき	1回300円
	はしご手当	消防吏員がはしご付ポンプ自動車に乗務して消防業務に従事したとき	日額220円
	夜間特殊業務従事手当	消防吏員が正規の勤務時間による勤務の一部又は全部が深夜（午後10時から翌日の午前5時までの間）において行われる業務に従事したとき	1回520円
有害物取扱業務従事手当	職員が人体に有害なガスの発生を伴う業務又は有害物を用いて行う試験研究若しくは検査に従事したとき	日額200円	
高圧電気取扱作業従事手当	主任技術者に選任された職員が高圧電気取扱作業に従事したとき	日額100円	
高所作業従事手当	職員が地上又は水面上10メートル以上の足場の不安定な箇所で行う工事の検査、調査、指導、監督等の業務に従事したとき	日額220円	
用地又は建物の買収又は補償等の事務従事手当	職員が土地若しくは建物の買収若しくは補償又は境界査定のために直接当該権利者と面接交渉したとき	日額400円	
下水管きよの検査又は調査従事手当	職員が下水管きよ内における土量等の検査又は調査の業務に従事したとき	日額250円	
公共土木施設災害応急作業従事手当	職員が市の管理する道路、河川等のうち豪雨等異常な自然現象により重大な災害が発生し、若しくは発生するおそれがある道路、河川等において行う巡回監視又は当該道路、河川等における重大な災害の発生した箇所若しくは発生するおそれの著しい箇所で行う応急作業若しくは応急作業のための災害状況の調査に従事したとき ① 巡回監視 ② 応急作業又は応急作業のための災害状況の調査	① 日額 710円 ② 日額1,080円	

手当の名称	主な支給対象職員及び支給対象業務	左記職員に対する支給単価
精神保健関係業務従事手当	保健所及び福祉事務所に勤務する職員が、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律その他の法令に基づく精神障害者の社会復帰促進のための相談、指導等の業務に従事したとき	日額200円
狂犬病防疫作業従事手当	保健所に勤務する職員が狂犬病予防法に基づく予防注射、抑留、処分、薬殺、検診又は病性鑑定の作業に従事したとき	日額500円
病理細菌検査従事手当	保健所又は市立病院に勤務する職員が病理細菌検査に従事したとき	日額500円
と畜検査又は食鳥検査従事手当	保健所に勤務する職員が、と畜場法に規定する検査又は食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律に規定する検査に従事したとき	日額1,000円
放射線取扱作業従事手当	保健所又は市立病院に勤務する職員がレントゲンその他の放射線を照射する作業に従事したとき	日額500円
市立病院の救急自動車の運転従事手当	市立病院に勤務する職員が緊急時における救急自動車の運転に従事したとき	1回300円
深夜看護等従事手当	市立病院及び介護老人保健施設に勤務する職員が正規の勤務時間による勤務の一部又は全部が深夜において行われる看護及び介護の業務に従事したとき ① 深夜における勤務時間が4時間以上 ② 深夜における勤務時間が4時間未満	① 1回2,500円 ② 1回2,000円
市立病院の医師の特殊勤務手当	市立病院に勤務する医師	1月につき、次の各号に掲げる額の合計額 (1) 次に掲げる職員の区分に応じ、次に定める額 イ 院長 月額27万円 ロ 副院長 月額15万円 ハ 医局長 月額10万円 ニ 課長 月額5万円 (2) 一の当直勤務中に行った診療行為の回数に2,500円（その行為が午後10時から翌日午前5時の場合は、5,000円）を乗じて得た額の1月当たりの合計額 ※ 一の当直勤務における上限額は、2万円 ※ 1月当たりの合計額における上限額は20万円

(5) 時間外勤務手当

年度	支給実績	職員1人当たり平均支給年額
平成23年度	769,783 千円	312 千円
平成22年度	989,692 千円	398 千円

※ 数値は、各年度決算による。

(6) その他の手当 (平成24年4月1日現在)

手 当 名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (23年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (23年度決算)
扶養手当	<p>扶養親族のある職員に支給される手当</p> <p>① 配偶者 13,000円</p> <p>② 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子及び孫・弟妹、60歳以上の父母及び祖父母、重度心身障害者 1人につき6,500円 (職員に配偶者がいない場合にあつてはそのうち1人については11,000円)</p> <p>※ 満16歳年度初めから満22歳年度末までの間にある子については、1人につき5,000円加算</p>	同じ	—	317,555 千円	235,575 円
住居手当	<p>自ら居住するための住宅若しくは単身赴任手当を支給され配偶者等の居住するための住宅を借り受け、一定額を超える家賃若しくは間代を支払っている職員又はその所有に係る住宅に居住する世帯主である職員に支給される手当 (職員の居住する借家・借間)</p> <p>① 月額23,000円以下の家賃の場合 家賃-12,000円 (ただし支給額3,000円未満の場合は3,000円支給)</p> <p>② 月額23,000円を超える家賃の場合 (家賃-23,000円) × 1/2+11,000円 (ただし、支給限度額27,000円)</p> <p>(配偶者等の居住する借家・借間) 「職員の居住する借家・借間」による算出される額の2分の1の額 (自宅) 1,500円 (ただし新築又は購入した日から5年経過までは4,000円)</p>	異なる	自宅 (持家) 居住者に対して手当を支給している	208,980 千円	115,014 円
通勤手当	<p>通勤のため、交通機関等を利用しその運賃等を負担すること、自動車等を使用することなどを常例とする職員に支給される手当</p> <p>(普通交通機関等の利用者) 支給単位期間の通勤に要する運賃等の額に相当する額 (ただし、1箇月当たりの支給限度額は55,000円)</p> <p>(自動車等の使用者)</p> <p>片道 2～5km未満 4,800円 片道 5～10km未満 5,300円 片道 10～15km未満 7,300円 片道 15～20km未満 9,500円 片道 20～25km未満 11,300円 片道 25～30km未満 13,700円 片道 30～35km未満 16,100円 片道 35～40km未満 18,500円 片道 40～45km未満 20,900円 片道 45～50km未満 21,800円 片道 50～55km未満 22,700円 片道 55～60km未満 23,600円 片道 60km以上 24,500円</p>	異なる	自動車等の使用者について、20km未満の支給額が国より高い	170,175 千円	80,728 円
管理職手当	<p>管理又は監督の地位にある職員に支給される手当</p> <p>部長等 89,300円 次長等 75,100円 課長等 62,300円 主幹等 53,900円</p>	異なる	国と支給区分及び支給額が違う	117,563 千円	778,566 円
休日勤務手当	<p>祝日法による休日等及び年末年始の休日等において、正規の勤務時間中に勤務することを命ぜられた職員に支給される手当</p> <p>勤務1時間につき、勤務1時間当たりの給与額に135/100を乗じて得た額</p>	同じ	—	142,863 千円	147,129 円

手 当 名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (23年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (23年度決算)
夜間勤務手当	正規の勤務時間として午後10時から翌日の午前5時までの間に勤務する職員に支給される手当 その勤務した全時間に対して勤務1時間につき、勤務1時間当たりの給与額の25/100	同じ	—	21,854 千円	70,269 円
初任給調整手当	次に掲げる職に採用された職員に対し、採用の日から一定期間支給される手当 ① 医療職給料表の適用を受ける職員の職 月額365,500円以下 ② 行政職給料表の適用を受ける職員の職で医学又は歯学に関する専門的知識を必要とすると市長が認めるもの（現在、支給対象なし）月額50,000円以下	同じ	—	17,940 千円	3,588,000 円
単身赴任手当	公署を異にする異動等に伴い転居し、やむを得ない事情により配偶者と別居し、単身で生活することを常況とする職員等に支給される手当 (支給額) 23,000円+加算額 (加算額) 100～300km未満 6,000円 300～500km未満 12,000円 500～700km未満 18,000円 700～900km未満 24,000円 900～1,100km未満 30,000円 1,100～1,300km未満 35,000円 1,300～1,500km未満 40,000円 1,500km以上 45,000円	同じ	—	1,632 千円	233,143 円
宿日直手当	宿日直勤務を命ぜられた職員が勤務した場合に支給される手当 普通宿日直勤務 4,200円 医師の当直勤務 20,000円 看護師長等の当直勤務 5,900円 薬剤師等の当直勤務 5,900円 救急外来等に関する事務処理等のための当直勤務 5,900円	同じ	—	5,880 千円	1,470,000 円
管理職員 特別勤務手当	管理職手当を支給される職員が臨時又は緊急の必要その他の公務の運営の必要により、週休日又は祝日法による休日等若しくは年末年始の休日等に勤務した場合に支給される手当 ① 部長又は部長相当職 10,000円 ② 課長又は課長相当職 8,500円 ※ ただし、6時間を超えた場合はそれぞれの額に150/100を乗じた額	同じ	—	3,911 千円	39,508 円

6 特別職の報酬等の状況（平成24年4月1日現在）

区 分		給 料 月 額 等		
給料	市長	1,053,000	円	(参考) 中核市における最高/最低額
	副市長	840,000	円	1,180,000 円 / 565,000 円
報酬	議長	696,000	円	827,000 円 / 625,000 円
	副議長	625,000	円	748,000 円 / 555,000 円
	議員	583,000	円	700,000 円 / 510,000 円
期末手当	市長 副市長 収入役	(23年度支給割合) 2.95 月分		
	議長 副議長	(23年度支給割合) 2.95 月分		
退職手当	市長	(算定方式)	(1期の手当額)	(支給時期)
	副市長	給料月額×60/100×在職月数	30,326,400円	任期毎
	備考	給料月額×40/100×在職月数	16,128,000円	任期毎
	備考	平成22年6月29日現在において在職する市長の退職手当については、市長の退職手当の特例に関する条例（平成22年条例第26号）の規定により上記から3分の1が減額される。		

(注) 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期（4年＝48月）勤めた場合における退職手当の見込額である。

7 職員数の状況

(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

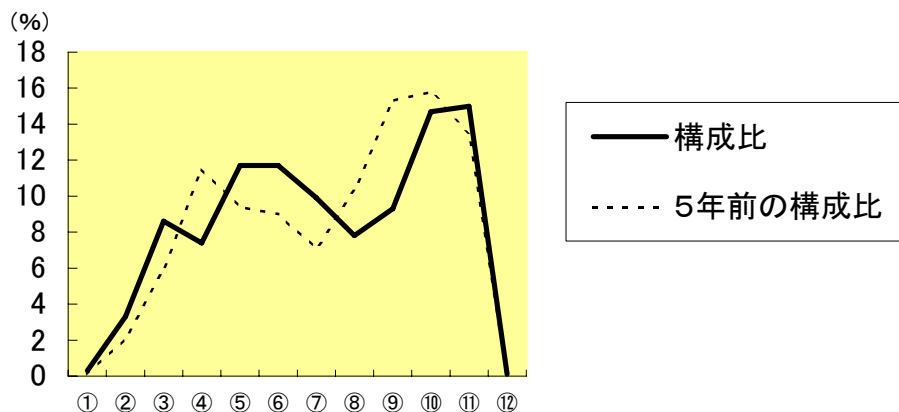
(各年4月1日現在)

部 門	区 分	職 員 数		対前年 増減数	主 な 増 減 理 由	
		平成23年	平成24年			
普通会計部門	一般行政部門	議会	17	17	0	
		総務企画	423	434	11	(増) 地域まちづくり業務や地震津波対策の強化に伴うものなど
		税務	138	137	▲1	(減) 納税管理業務の見直しに伴うものなど
		労働	4	5	1	(増) 雇用創出業務の強化に伴うもの
		農林水産	150	145	▲5	(減) 新市建設計画事業関係業務の減少に伴うものなど
		商工	40	42	2	(増) 観光振興業務の強化に伴うものなど
		土木	291	289	▲2	(減) 新市建設計画事業関係業務の減少に伴うものなど
		民生	273	273	0	
		衛生	268	252	▲16	(減) ごみ収集業務の一部民間委託による減など
	計	1,604	1,594	▲10	(参考) 人口1万人当たり職員数 39.56人 (中核市の人口1万人当たりの職員数 44.02人)	
		教育部門	281	267	▲14	(減) 学校事務の見直しや給食調理業務の一部民間委託によるものなど
	消防部門	331	334	3	(増) 消防予防指導業務の強化によるものなど	
	小計	2,216	2,195	▲21	(参考) 人口1万人当たり職員数 54.49人 (中核市の人口1万人当たりの職員数 62.88人)	
公営企業等	病院	63	63	0		
	水道	148	146	▲2	(減) 料金徴収業務等の民間委託によるものなど	
	下水道	69	68	▲1	(減) 料金徴収業務等の民間委託によるものなど	
	その他	128	127	▲1	(減) 市場の業務見直しに伴うものなど	
	小計	408	404	▲4		
合 計		2,624 [2,719]	2,599 [2,719]	▲25 [0]	(参考) 人口1万人当たり職員数 64.51人	

(注) 1 職員数は一般職に属する職員数である。

2 [] 内は、条例定数の合計である。

(2) 年齢別職員構成の状況（平成24年4月1日現在）



区分	① 20歳 未満	② 20歳 ～ 23歳	③ 24歳 ～ 27歳	④ 28歳 ～ 31歳	⑤ 32歳 ～ 35歳	⑥ 36歳 ～ 39歳	⑦ 40歳 ～ 43歳	⑧ 44歳 ～ 47歳	⑨ 48歳 ～ 51歳	⑩ 52歳 ～ 55歳	⑪ 56歳 ～ 59歳	⑫ 60歳 以上	計
職員数	8人	86人	224人	193人	305人	305人	258人	204人	241人	382人	391人	2人	2,599人

(3) 職員数の推移

(単位：人・%)

部門別	年度	19年	20年	21年	22年	23年	24年	過去5年間の 増減数(率)
一般行政		1,665	1,626	1,621	1,608	1,604	1,594	▲ 71 (4.3%)
教育		358	332	315	307	281	267	▲ 91 (▲25.4%)
消防		326	330	335	329	331	334	8 (2.5%)
普通会計		2,349	2,288	2,271	2,244	2,216	2,195	▲ 154 (▲6.6%)
公営企業等会計		422	435	428	419	408	404	▲ 18 (4.3%)
総合計		2,771	2,723	2,699	2,663	2,624	2,599	▲ 172 (▲6.2%)

(注) 1 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数である。

2 平成19年度から平成21年度までについては、合併前の宮崎市及び旧清武町の合計職員数である。

8 公営企業職員の状況

(1) 水道事業

① 職員給与費の状況

ア 決算

区分	総費用 A	純損益又は 実質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) 22年度の総費用に 占める職員給与費比率
23年度	千円 6,805,957	千円 374,677	千円 1,358,165	% 20.0	% 19.7

区分	職員数 A	給 与 費				一人当たり給与費 B/A	(参考)22年度平均 一人当たり給与費 千円 6,662
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
23年度	人 145	千円 635,086	千円 90,241	千円 230,083	千円 955,410	千円 6,589	

- (注) 1 職員手当には退職手当を含まない。
2 職員数は、平成24年3月31日現在の人数である。

イ 特記事項

② 職員の基本給、平均月収額及び平均年齢の状況（平成24年4月1日現在）

区 分	平均年齢	基本給	平均月収額
宮崎市（水道事業）	46.2 歳	368,676 円	541,983 円
他市町村（水道事業）	45.4 歳	358,043 円	528,316 円

※ 政令指定都市を除く。

(注) 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含む。

③ 職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

水 道 事 業		宮 崎 市	
1人当たり平均支給額（23年度） 1,587 千円		1人当たり平均支給額（23年度） 1,406 千円	
(23年度支給割合)		(23年度支給割合)	
期末手当 2.60 月分 (1.45) 月分	勤勉手当 1.35 月分 (0.65) 月分	期末手当 2.60 月分 (1.45) 月分	勤勉手当 1.35 月分 (0.65) 月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5% ~ 20%		(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5% ~ 20%	

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合である。

イ 退職手当（平成24年4月1日現在）

水 道 事 業			宮 崎 市		
(支給率)	自己都合	勸奨・定年	(支給率)	自己都合	勸奨・定年
勤続20年	23.50 月分	30.55 月分	勤続20年	23.50 月分	30.55 月分
勤続25年	33.50 月分	41.34 月分	勤続25年	33.50 月分	41.34 月分
勤続35年	47.50 月分	59.28 月分	勤続35年	47.50 月分	59.28 月分
最高限度額	59.28 月分	59.28 月分	最高限度額	59.28 月分	59.28 月分
その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 (2~40%加算)		その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 (2~40%加算)	
1人当たり平均支給額	26,195 千円		1人当たり平均支給額	5,543 千円	26,865 千円

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、23年度に退職した職員に支給された平均額である。

ウ 特殊勤務手当（平成24年4月1日現在）

支給実績（23年度決算）	645	千円
支給職員1人当たり平均支給年額（23年度決算）	6,865	円
職員全体に占める手当支給職員の割合（23年度）	60.0	%
手当の種類（手当数）	9	
手当の名称	主な支給対象職員及び支給対象業務	左記職員に対する支給単価
不動産物件交渉手当	不動産買収及び補償のため面接交渉した職員	日額400円
電気主任技術者手当	高圧電気取扱作業に従事した電気主任技術者に選任された職員	日額100円
有害物取扱手当	人体に有害なガスの発生をとまなう業務又は有害物を用いて行う試験研究若しくは検査に従事した職員	日額200円
高所作業手当	地上又は水面上10メートル以上の足場の不安定な箇所で行う工事の検査、調査、指導、監督等の業務に従事した職員	日額220円
下水管きよ等検査調査作業手当	(1) 下水管きよ内における土量等の検査又は調査業務に従事した職員 (2) 下水道排水設備の完工検査のために現場で直接行う検査業務に従事した職員 (3) 地下4メートル以上の掘削現場、管きよ内又は酸素欠乏のおそれのある地下室等で作業に従事した職員	日額250円
災害応急作業手当	豪雨等異常な自然現象により重大な災害が発生し、若しくは発生するおそれがある上下水道施設等において行う巡回監視又は当該上下水道施設等における重大な災害の発生した箇所若しくは発生するおそれの著しい箇所で行う応急作業若しくは応急作業のための災害状況の調査に従事した職員 (1) 巡回監視 (2) 応急作業又は応急作業のための災害状況の調査	(1) 日額710円 (2) 日額1,080円
活性炭投入作業手当	防塵マスク、煙管服等を着用し活性炭投入作業に従事した職員	日額200円
道路上作業手当	交通頻繁な車道上で交通を遮断することなく行う弁操作に従事した職員	日額250円
緊急出動手当	事故等の発生により、緊急車両で出動した職員	1回300円

エ 時間外勤務手当

年度	支給実績	職員1人当たり平均支給年額
平成23年度	35,971 千円	270 千円
平成22年度	34,865 千円	254 千円

(注) 数値は各年度決算による。時間外勤務手当には、休日勤務手当を含む。

オ その他の手当（平成24年4月1日現在）

手当名	内容及び支給単価	一般行政職の制度との異同	一般行政職の制度と異なる内容	支給実績（23年度決算）	支給職員1人当たり平均支給年額（23年度決算）
扶養手当	扶養親族のある職員に支給される手当 ① 配偶者 13,000円 ② 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子及び孫・弟妹、60歳以上の父母及び祖父母、重度心身障害者 1人につき6,500円（職員に配偶者がいない場合にあつてはそのうち1人については11,000円） ※ 満16歳年度初めから満22歳年度末までの間にある子については、1人につき5,000円加算	同じ	—	22,833 千円	219,548 円

手当名	内容及び支給単価	一般行政職の制度との異同	一般行政職の制度と異なる内容	支給実績 (23年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (23年度決算)
住居手当	自ら居住するための住宅若しくは単身赴任手当を支給され配偶者等の居住するための住宅を借り受け、一定額を超える家賃若しくは間代を支払っている職員又はその所有に係る住宅に居住する世帯主である職員に支給される手当 (職員の居住する借家・借間) ① 月額23,000円以下の家賃の場合 家賃-12,000円 (ただし支給額3,000円未満の場合は3,000円支給) ② 月額23,000円を超える家賃の場合 (家賃-23,000円) × 1/2 + 11,000円 (ただし、支給限度額27,000円) (配偶者等の居住する借家・借間) 「職員の居住する借家・借間」による算出される額の2分の1の額 (自宅) 1,500円 (ただし新築又は購入した日から5年経過までは4,000円)	同じ	—	10,873 千円	86,295 円
通勤手当	通勤のため、交通機関等を利用しその運賃等を負担すること、自動車等を使用することなどを常例とする職員に支給される手当 (普通交通機関等の利用者) 支給単位期間の通勤に要する運賃等の額に相当する額 (ただし、1箇月当たりの支給限度額は55,000円) (自動車等の使用者) 片道 2～5km未満 4,800円 片道 5～10km未満 5,300円 片道 10～15km未満 7,300円 片道 15～20km未満 9,500円 片道 20～25km未満 11,300円 片道 25～30km未満 13,700円 片道 30～35km未満 16,100円 片道 35～40km未満 18,500円 片道 40～45km未満 20,900円 片道 45～50km未満 21,800円 片道 50～55km未満 22,700円 片道 55～60km未満 23,600円 片道 60km以上 24,500円	同じ	—	10,847 千円	81,558 円
管理職手当	管理又は監督の地位にある職員に支給される手当 部長等 89,300円 次長等 75,100円 課長等 62,300円 主幹等 53,900円	同じ	—	8,875 千円	739,579 円
休日勤務手当	祝日法による休日等及び年末年始の休日等において、正規の勤務時間中に勤務することを命ぜられた職員に支給される手当 勤務1時間につき、勤務1時間当たりの給与額に135/100を乗じて得た額	同じ	—	1,030 千円	22,391 円
夜間勤務手当	正規の勤務時間として午後10時から翌日の午前5時までの間に勤務する職員に支給される手当 その勤務した全時間に対して勤務1時間につき、勤務1時間当たりの給与額の25/100	同じ	—	0 千円	0 円
管理職員 特別勤務手当	管理職手当を支給される職員が臨時又は緊急の必要その他の公務の運営の必要により、週休日又は祝日法による休日等若しくは年末年始の休日等に勤務した場合に支給される手当 ① 部長又は部長相当職 10,000円 ② 課長又は課長相当職 8,500円 ※ ただし、6時間を超えた場合はそれぞれの額に150/100を乗じた額	同じ	—	261 千円	32,594 円

(2) 下水道事業

① 職員給与費の状況

ア 決算

区分	総費用 A	純損益又は 実質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) 22年度の総費用に 占める職員給与費比率
23年度	千円 8,361,068	千円 181,762	千円 472,897	% 5.7	% 5.2

区分	職員数 A	給与費				一人当たり給与費 B/A	(参考)22年度平均 一人当たり給与費 千円 6,151
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
23年度	人 66	千円 259,455	千円 49,051	千円 93,096	千円 401,602	千円 6,085	

(注) 1 職員手当には退職手当を含まない。
2 職員数は、平成24年3月31日現在の人数である。

イ 特記事項

② 職員の基本給、平均月収額及び平均年齢の状況 (平成24年4月1日現在)

区分	平均年齢	基本給	平均月収額
宮崎市 (下水道事業)	42.7 歳	342,371 円	511,156 円
他市町村 (下水道事業)	44.5 歳	355,276 円	525,167 円

(注) 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含む。

③ 職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

下水道事業		宮崎市	
1人当たり平均支給額 (23年度) 1,411 千円		1人当たり平均支給額 (23年度) 1,406 千円	
(23年度支給割合) 期末手当 2.60 月分 (1.45) 月分		(23年度支給割合) 期末手当 2.60 月分 (1.45) 月分	
勤勉手当 1.35 月分 (0.65) 月分		勤勉手当 1.35 月分 (0.65) 月分	
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5% ~ 20%		(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5% ~ 20%	

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合である。

イ 退職手当 (平成24年4月1日現在)

下水道事業			宮崎市		
(支給率)	自己都合	勸奨・定年	(支給率)	自己都合	勸奨・定年
勤続20年	23.50 月分	30.55 月分	勤続20年	23.50 月分	30.55 月分
勤続25年	33.50 月分	41.34 月分	勤続25年	33.50 月分	41.34 月分
勤続35年	47.50 月分	59.28 月分	勤続35年	47.50 月分	59.28 月分
最高限度額	59.28 月分	59.28 月分	最高限度額	59.28 月分	59.28 月分
その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 (2~40%加算)		その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 (2~40%加算)	
1人当たり平均支給額	26,584 千円		1人当たり平均支給額	5,543 千円	26,865 千円

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、23年度に退職した職員に支給された平均額である。

ウ 特殊勤務手当（平成24年4月1日現在）

支給実績（23年度決算）	87	千円
支給職員1人当たり平均支給年額（23年度決算）	4,347	円
職員全体に占める手当支給職員の割合（23年度）	30.3	%
手当の種類（手当数）	9	
手当の名称	主な支給対象職員及び支給対象業務	左記職員に対する支給単価
不動産物件交渉手当	不動産買収及び補償のため面接交渉した職員	日額400円
電気主任技術者手当	高圧電気取扱作業に従事した電気主任技術者に選任された職員	日額100円
有害物取扱手当	人体に有害なガスの発生をとまなう業務又は有害物を用いて行う試験研究若しくは検査に従事した職員	日額200円
高所作業手当	地上又は水面上10メートル以上の足場の不安定な箇所で行う工事の検査、調査、指導、監督等の業務に従事した職員	日額220円
下水管きよ等検査調査作業手当	(1) 下水管きよ内における土量等の検査又は調査業務に従事した職員 (2) 下水道排水設備の完工検査のために現場で直接行う検査業務に従事した職員 (3) 地下4メートル以上の掘削現場、管きよ内又は酸素欠乏のおそれのある地下室等で作業に従事した職員	日額250円
災害応急作業手当	豪雨等異常な自然現象により重大な災害が発生し、若しくは発生するおそれがある上下水道施設等において行う巡回監視又は当該上下水道施設等における重大な災害の発生した箇所若しくは発生するおそれの著しい箇所で行う応急作業若しくは応急作業のための災害状況の調査に従事した職員 (1) 巡回監視 (2) 応急作業又は応急作業のための災害状況の調査	(1) 日額710円 (2) 日額1,080円
活性炭投入作業手当	防塵マスク、煙管服等を着用し活性炭投入作業に従事した職員	日額200円
道路上作業手当	交通頻繁な車道上で交通を遮断することなく行う弁操作に従事した職員	日額250円
緊急出動手当	事故等の発生により、緊急車両で出動した職員	1回300円

エ 時間外勤務手当

年度	支給実績	職員1人当たり平均支給年額
平成23年度	24,407 千円	394 千円
平成22年度	24,336 千円	369 千円

(注) 数値は各年度決算による。時間外勤務手当には、休日勤務手当を含む。

オ その他の手当（平成24年4月1日現在）

手当名	内容及び支給単価	一般行政職の制度との異同	一般行政職の制度と異なる内容	支給実績（23年度決算）	支給職員1人当たり平均支給年額（23年度決算）
扶養手当	<p>扶養親族のある職員に支給される手当</p> <p>① 配偶者 13,000円</p> <p>② 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子及び孫・弟妹、60歳以上の父母及び祖父母、重度心身障害者 1人につき6,500円（職員に配偶者がいない場合にあつてはそのうち1人については11,000円）</p> <p>※ 満16歳年度初めから満22歳年度末までの間にある子については、1人につき5,000円加算</p>	同じ	—	9,775 千円	227,323 円

手 当 名	内容及び支給単価	一般行政職の制度との異同	一般行政職の制度と異なる内容	支給実績 (23年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (23年度決算)
住居手当	<p>自ら居住するための住宅若しくは単身赴任手当を支給され配偶者等の居住するための住宅を借り受け、一定額を超える家賃若しくは間代を支払っている職員又はその所有に係る住宅に居住する世帯主である職員に支給される手当 (職員の居住する借家・借間)</p> <p>① 月額23,000円以下の家賃の場合 家賃-12,000円 (ただし支給額3,000円未満の場合は3,000円支給)</p> <p>② 月額23,000円を超える家賃の場合 (家賃-23,000円) × 1/2 + 11,000円 (ただし、支給限度額27,000円)</p> <p>(配偶者等の居住する借家・借間) 「職員の居住する借家・借間」による算出される額の2分の1の額 (自宅) 1,500円 (ただし新築又は購入した日から5年経過までは4,000円)</p>	同じ	—	6,410 千円	114,470 円
通勤手当	<p>通勤のため、交通機関等を利用しその運賃等を負担すること、自動車等を使用することなどを常例とする職員に支給される手当 (普通交通機関等の利用者) 支給単位期間の通勤に要する運賃等の額に相当する額 (ただし、1箇月当たりの支給限度額は55,000円)</p> <p>(自動車等の使用者) 片道 2～5km未満 4,800円 片道 5～10km未満 5,300円 片道 10～15km未満 7,300円 片道 15～20km未満 9,500円 片道 20～25km未満 11,300円 片道 25～30km未満 13,700円 片道 30～35km未満 16,100円 片道 35～40km未満 18,500円 片道 40～45km未満 20,900円 片道 45～50km未満 21,800円 片道 50～55km未満 22,700円 片道 55～60km未満 23,600円 片道 60km以上 24,500円</p>	同じ	—	5,374 千円	92,661 円
管理職手当	<p>管理又は監督の地位にある職員に支給される手当 部長等 89,300円 次長等 75,100円 課長等 62,300円 主幹等 53,900円</p>	同じ	—	2,998 千円	749,382 円
休日勤務手当	<p>祝日法による休日等及び年末年始の休日等において、正規の勤務時間中に勤務することを命ぜられた職員に支給される手当 勤務1時間につき、勤務1時間当たりの給与額に135/100を乗じて得た額</p>	同じ	—	613 千円	32,272 円
夜間勤務手当	<p>正規の勤務時間として午後10時から翌日の午前5時までの間に勤務する職員に支給される手当 その勤務した全時間に対して勤務1時間につき、勤務1時間当たりの給与額の25/100</p>	同じ	—	0 円	0 円
管理職員 特別勤務手当	<p>管理職手当を支給される職員が臨時又は緊急の必要その他の公務の運営の必要により、週休日又は祝日法による休日等若しくは年末年始の休日等に勤務した場合に支給される手当 ① 部長又は部長相当職 10,000円 ② 課長又は課長相当職 8,500円</p> <p>※ ただし、6時間を超えた場合はそれぞれの額に150/100を乗じた額</p>	同じ	—	0 千円	0 円

(3) 農業集落排水事業

① 職員給与費の状況

ア 決算

区分	総費用 A	純損益又は 実質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) 22年度の総費用に 占める職員給与費比率
23年度	千円 594,095	千円 27,947	千円 20,049	% 3.4	% 4.7

区分	職員数 A	給与費				一人当たり給与費 B/A	(参考)平成22年度平均 一人当たり給与費 千円 4,400
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
23年度	人 3	千円 9,363	千円 1,049	千円 3,067	千円 13,479	千円 4,493	

- (注) 1 職員手当には退職手当を含まない。
2 職員数は、平成24年3月31日現在の人数である。

イ 特記事項

② 職員の基本給、平均月収額及び平均年齢の状況 (平成24年4月1日現在)

区分	平均年齢	基本給	平均月収額
宮崎市 (農業集落排水事業)	28.7 歳	227,233 円	319,158 円
他市町村 (農業集落排水事業)	—	—	—

(注) 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含む。

③ 職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

農業集落排水事業				宮崎市			
1人当たり平均支給額 (23年度)				1人当たり平均支給額 (23年度)			
1,022 千円				1,406 千円			
(23年度支給割合)				(23年度支給割合)			
期末手当		勤勉手当		期末手当		勤勉手当	
2.60 月分		1.35 月分		2.60 月分		1.35 月分	
(1.45) 月分		(0.65) 月分		(1.45) 月分		(0.65) 月分	
(加算措置の状況)				(加算措置の状況)			
職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5% ~ 20%				職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5% ~ 20%			

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合である。

イ 退職手当 (平成24年4月1日現在)

農業集落排水事業			宮崎市		
(支給率)	自己都合	勸奨・定年	(支給率)	自己都合	勸奨・定年
勤続20年	23.50 月分	30.55 月分	勤続20年	23.50 月分	30.55 月分
勤続25年	33.50 月分	41.34 月分	勤続25年	33.50 月分	41.34 月分
勤続35年	47.50 月分	59.28 月分	勤続35年	47.50 月分	59.28 月分
最高限度額	59.28 月分	59.28 月分	最高限度額	59.28 月分	59.28 月分
その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 (2~40%加算)		その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 (2~40%加算)	
1人当たり平均支給額	0 円		1人当たり平均支給額	5,543 千円	26,865 千円

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、23年度に退職した職員に支給された平均額である。

ウ 特殊勤務手当（平成24年4月1日現在）

支給実績（23年度決算）	3	千円
支給職員1人当たり平均支給年額（23年度決算）	3,200	円
職員全体に占める手当支給職員の割合（23年度）	33.3	%
手当の種類（手当数）	9	
手当の名称	主な支給対象職員及び支給対象業務	左記職員に対する支給単価
不動産物件交渉手当	不動産買収及び補償のため面接交渉した職員	日額400円
電気主任技術者手当	高圧電気取扱作業に従事した電気主任技術者に選任された職員	日額100円
有害物取扱手当	人体に有害なガスの発生をともなう業務又は有害物を用いて行う試験研究若しくは検査に従事した職員	日額200円
高所作業手当	地上又は水面上10メートル以上の足場の不安定な箇所で行う工事の検査、調査、指導、監督等の業務に従事した職員	日額220円
下水管きよ等検査調査作業手当	(1) 下水管きよ内における土量等の検査又は調査業務に従事した職員 (2) 下水道排水設備の完工検査のために現場で直接行う検査業務に従事した職員 (3) 地下4メートル以上の掘削現場、管きよ内又は酸素欠乏のおそれのある地下室等で作業に従事した職員	日額250円
災害応急作業手当	豪雨等異常な自然現象により重大な災害が発生し、若しくは発生するおそれがある上下水道施設等において行う巡回監視又は当該上下水道施設等における重大な災害の発生した箇所若しくは発生するおそれの著しい箇所で行う応急作業若しくは応急作業のための災害状況の調査に従事した職員 (1) 巡回監視 (2) 応急作業又は応急作業のための災害状況の調査	(1) 日額710円 (2) 日額1,080円
活性炭投入作業手当	防塵マスク、煙管服等を着用し活性炭投入作業に従事した職員	日額200円
道路上作業手当	交通頻繁な車道上で交通を遮断することなく行う弁操作に従事した職員	日額250円
緊急出動手当	事故等の発生により、緊急車両で出動した職員	1回300円

エ 時間外勤務手当

年度	支給実績	職員1人当たり平均支給年額
平成23年度	207 千円	69 千円
平成22年度	313 千円	104 千円

(注) 数値は各年度決算による。時間外勤務手当には、休日勤務手当を含む。

オ その他の手当（平成24年4月1日現在）

手当名	内容及び支給単価	一般行政職の制度との異同	一般行政職の制度と異なる内容	支給実績（23年度決算）	支給職員1人当たり平均支給年額（23年度決算）
扶養手当	扶養親族のある職員に支給される手当 ① 配偶者 13,000円 ② 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子及び孫・弟妹、60歳以上の父母及び祖父母、重度心身障害者 1人につき6,500円（職員に配偶者がいない場合にあってはそのうち1人については11,000円） ※ 満16歳年度初めから満22歳年度末までの間にある子については、1人につき5,000円加算	同じ	—	372 千円	372,000 円

手 当 名	内容及び支給単価	一般行政職の制度との異同	一般行政職の制度と異なる内容	支給実績 (23年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (23年度決算)
住居手当	自ら居住するための住宅若しくは単身赴任手当を支給され配偶者等の居住するための住宅を借り受け、一定額を超える家賃若しくは間代を支払っている職員又はその所有に係る住宅に居住する世帯主である職員に支給される手当 (職員の居住する借家・借間) ① 月額23,000円以下の家賃の場合 家賃-12,000円 (ただし支給額3,000円未満の場合は3,000円支給) ② 月額23,000円を超える家賃の場合 (家賃-23,000円) × 1/2 + 11,000円 (ただし、支給限度額27,000円) (配偶者等の居住する借家・借間) 「職員の居住する借家・借間」による算出される額の2分の1の額 (自宅) 1,500円 (ただし新築又は購入した日から5年経過までは4,000円)	同じ	—	282 千円	141,000 円
通勤手当	通勤のため、交通機関等を利用しその運賃等を負担すること、自動車等を使用することなどを常例とする職員に支給される手当 (普通交通機関等の利用者) 支給単位期間の通勤に要する運賃等の額に相当する額 (ただし、1箇月当たりの支給限度額は55,000円) (自動車等の使用者) 片道 2～5km未満 4,800円 片道 5～10km未満 5,300円 片道 10～15km未満 7,300円 片道 15～20km未満 9,500円 片道 20～25km未満 11,300円 片道 25～30km未満 13,700円 片道 30～35km未満 16,100円 片道 35～40km未満 18,500円 片道 40～45km未満 20,900円 片道 45～50km未満 21,800円 片道 50～55km未満 22,700円 片道 55～60km未満 23,600円 片道 60km以上 24,500円	同じ	—	185 千円	61,600 円
管理職手当	管理又は監督の地位にある職員に支給される手当 部長等 89,300円 次長等 75,100円 課長等 62,300円 主幹等 53,900円	同じ	—	0 円	0 円
休日勤務手当	祝日法による休日等及び年末年始の休日等において、正規の勤務時間中に勤務することを命ぜられた職員に支給される手当 勤務1時間につき、勤務1時間当たりの給与額に135/100を乗じて得た額	同じ	—	10 千円	10,122 円
夜間勤務手当	正規の勤務時間として午後10時から翌日の午前5時までの間に勤務する職員に支給される手当 その勤務した全時間に対して勤務1時間につき、勤務1時間当たりの給与額の25/100	同じ	—	0 円	0 円
管理職員 特別勤務手当	管理職手当を支給される職員が臨時又は緊急の必要その他の公務の運営の必要により、週休日又は祝日法による休日等若しくは年末年始の休日等に勤務した場合に支給される手当 ① 部長又は部長相当職 10,000円 ② 課長又は課長相当職 8,500円 ※ ただし、6時間を超えた場合はそれぞれの額に150/100を乗じた額	同じ	—	0 円	0 円

(4) 簡易水道事業

① 職員給与費の状況

ア 決算

区分	総費用 A	純損益又は 実質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) 22年度の総費用に 占める職員給与費比率
23年度	千円 208,170	千円 32,236	千円 38,972	% 18.7	% 17.0

区分	職員数 A	給 与 費				一人当たり給与費 B/A	(参考)22年度平均 一人当たり給与費
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
23年度	人 4	千円 15,159	千円 9,290	千円 5,518	千円 29,967	千円 7,492	千円 6,742

- (注) 1 職員手当には退職手当を含まない。
2 職員数は、平成24年3月31日現在の人数である。

イ 特記事項

② 職員の基本給、平均月収額及び平均年齢の状況（平成24年4月1日現在）

区分	平均年齢	基本給	平均月収額
宮崎市（簡易水道事業）	45.7 歳	373,890 円	526,096 円
他市町村（簡易水道事業）	45.4 歳	358,043 円	528,316 円

※ 政令指定都市を除く。

(注) 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含む。

③ 職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

簡易水道事業		宮崎市	
1人当たり平均支給額（23年度） 1,379 千円		1人当たり平均支給額（23年度） 1,406 千円	
(23年度支給割合)		(23年度支給割合)	
期末手当 2.60 月分 (1.45) 月分	勤勉手当 1.35 月分 (0.65) 月分	期末手当 2.60 月分 (1.45) 月分	勤勉手当 1.35 月分 (0.65) 月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5% ~ 20%		(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5% ~ 20%	

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合である。

イ 退職手当（平成24年4月1日現在）

簡易水道事業			宮崎市		
(支給率)	自己都合	勸奨・定年	(支給率)	自己都合	勸奨・定年
勤続20年	23.50 月分	30.55 月分	勤続20年	23.50 月分	30.55 月分
勤続25年	33.50 月分	41.34 月分	勤続25年	33.50 月分	41.34 月分
勤続35年	47.50 月分	59.28 月分	勤続35年	47.50 月分	59.28 月分
最高限度額	59.28 月分	59.28 月分	最高限度額	59.28 月分	59.28 月分
その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 (2~40%加算)		その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 (2~40%加算)	
1人当たり平均支給額	0 千円		1人当たり平均支給額	5,543 千円	26,865 千円

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、23年度に退職した職員に支給された平均額である。

ウ 特殊勤務手当（平成24年4月1日現在）

支給実績（23年度決算）	54	千円
支給職員1人当たり平均支給年額（23年度決算）	829	円
職員全体に占める手当支給職員の割合（23年度）	75.0	%
手当の種類（手当数）	9	
手当の名称	主な支給対象職員及び支給対象業務	左記職員に対する支給単価
不動産物件交渉手当	不動産買収及び補償のため面接交渉した職員	日額400円
電気主任技術者手当	高圧電気取扱作業に従事した電気主任技術者に選任された職員	日額100円
有害物取扱手当	人体に有害なガスの発生をとまなう業務又は有害物を用いて行う試験研究若しくは検査に従事した職員	日額200円
高所作業手当	地上又は水面上10メートル以上の足場の不安定な箇所で行う工事の検査、調査、指導、監督等の業務に従事した職員	日額220円
下水管きよ等検査調査作業手当	(1) 下水管きよ内における土量等の検査又は調査業務に従事した職員 (2) 下水道排水設備の完工検査のために現場で直接行う検査業務に従事した職員 (3) 地下4メートル以上の掘削現場、管きよ内又は酸素欠乏のおそれのある地下室等で作業に従事した職員	日額250円
災害応急作業手当	豪雨等異常な自然現象により重大な災害が発生し、若しくは発生するおそれがある上下水道施設等において行う巡回監視又は当該上下水道施設等における重大な災害の発生した箇所若しくは発生するおそれの著しい箇所で行う応急作業若しくは応急作業のための災害状況の調査に従事した職員 (1) 巡回監視 (2) 応急作業又は応急作業のための災害状況の調査	(1) 日額710円 (2) 日額1,080円
活性炭投入作業手当	防塵マスク、煙管服等を着用し活性炭投入作業に従事した職員	日額200円
道路上作業手当	交通頻繁な車道上で交通を遮断することなく行う弁操作に従事した職員	日額250円
緊急出動手当	事故等の発生により、緊急車両で出動した職員	1回300円

エ 時間外勤務手当

年度	支給実績	職員1人当たり平均支給年額
平成23年度	8,167 千円	2,042 千円
平成22年度	2,349 千円	587 千円

(注) 数値は各年度決算による。時間外勤務手当には、休日勤務手当を含む。

オ その他の手当（平成24年4月1日現在）

手当名	内容及び支給単価	一般行政職の制度との異同	一般行政職の制度と異なる内容	支給実績（23年度決算）	支給職員1人当たり平均支給年額（23年度決算）
扶養手当	扶養親族のある職員に支給される手当 ① 配偶者 13,000円 ② 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子及び孫・弟妹、60歳以上の父母及び祖父母、重度心身障害者 1人につき6,500円（職員に配偶者がいない場合にあってはそのうち1人については11,000円） ※ 満16歳年度初めから満22歳年度末までの間にある子については、1人につき5,000円加算	同じ	—	882 千円	294,000 円

手当名	内容及び支給単価	一般行政職の制度との異同	一般行政職の制度と異なる内容	支給実績 (23年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (23年度決算)
住居手当	自ら居住するための住宅若しくは単身赴任手当を支給され配偶者等の居住するための住宅を借り受け、一定額を超える家賃若しくは間代を支払っている職員又はその所有に係る住宅に居住する世帯主である職員に支給される手当 (職員の居住する借家・借間) ① 月額23,000円以下の家賃の場合 家賃-12,000円 (ただし支給額3,000円未満の場合は3,000円支給) ② 月額23,000円を超える家賃の場合 (家賃-23,000円) × 1/2 + 11,000円 (ただし、支給限度額27,000円) (配偶者等の居住する借家・借間) 「職員の居住する借家・借間」による算出される額の2分の1の額 (自宅) 1,500円 (ただし新築又は購入した日から5年経過までは4,000円)	同じ	—	66 千円	33,000 円
通勤手当	通勤のため、交通機関等を利用しその運賃等を負担すること、自動車等を使用することなどを常例とする職員に支給される手当 (普通交通機関等の利用者) 支給単位期間の通勤に要する運賃等の額に相当する額 (ただし、1箇月当たりの支給限度額は55,000円) (自動車等の使用者) 片道 2～5km未満 4,800円 片道 5～10km未満 5,300円 片道 10～15km未満 7,300円 片道 15～20km未満 9,500円 片道 20～25km未満 11,300円 片道 25～30km未満 13,700円 片道 30～35km未満 16,100円 片道 35～40km未満 18,500円 片道 40～45km未満 20,900円 片道 45～50km未満 21,800円 片道 50～55km未満 22,700円 片道 55～60km未満 23,600円 片道 60km以上 24,500円	同じ	—	121 千円	60,600 円
管理職手当	管理又は監督の地位にある職員に支給される手当 部長等 89,300円 次長等 75,100円 課長等 62,300円 主幹等 53,900円	同じ	—	0 千円	0 円
休日勤務手当	祝日法による休日等及び年末年始の休日等において、正規の勤務時間中に勤務することを命ぜられた職員に支給される手当 勤務1時間につき、勤務1時間当たりの給与額に135/100を乗じて得た額	同じ	—	307 千円	19,188 円
夜間勤務手当	正規の勤務時間として午後10時から翌日の午前5時までの間に勤務する職員に支給される手当 その勤務した全時間に対して勤務1時間につき、勤務1時間当たりの給与額の25/100	同じ	—	0 千円	0 円
管理職員 特別勤務手当	管理職手当を支給される職員が臨時又は緊急の必要その他の公務の運営の必要により、週休日又は祝日法による休日等若しくは年末年始の休日等に勤務した場合に支給される手当 ① 部長又は部長相当職 10,000円 ② 課長又は課長相当職 8,500円 ※ ただし、6時間を超えた場合はそれぞれの額に150/100を乗じた額	同じ	—	0 千円	0 円